

# 造園雑誌からみる国立公園の思想・計画 —その実践と混沌—

Philosophy and Planning of National Park on the “Journal of the Japanese Institute of Landscape Architects”

水内 佑輔 Yusuke MIZUUCHI

東京大学大学院農学生命科学研究科

四巻一号	森 蘊「本邦国立公園に於ける原野風景地に就て：分類・利用・保護・施設」
四巻一号	関口鑓太郎「自然公園の問題」
三巻三号	永見健一「天然公園類型概念の統制と土地計画に於ける其特性に關する私見」
二巻三号	高山 始「奥多摩に於ける緑地計畫施設」
五巻一号	田村 剛「英國に於ける国立公園思想」
六巻二号	田村 剛「国立公園の再検討」

## 1. 造園学と国立公園

造園・ランドスケープ分野と国立公園の間に強固な紐帯があった点に異論はないと思われるが、近年その関係性を再考すべき時期にあることも否定できない<sup>1)</sup>。国立公園自体もインバウンドツーリズムが国策的に標榜される渦中であって、そのあり方や哲学に関する議論が必要な状況にある。転換が試みられる際にその出自が顧みられることは常ではあるが、本稿では戦前戦中期の「造園雑誌」を材料に国立公園の計画・思想を探求していきたい。

## 2. 国立公園の実体化

1931年に国立公園法が制定され、その背景には国内外を問わない観光への期待<sup>2)</sup>があったとされる。1934年に霧島、雲仙、瀬戸内海が初の国立公園として指定されたというのが教科書的説明であり一見華々しい様子が伺える。ところが、ここでいう指定とは区域を定めるだけであり、ゾーニングや道路や施設などの計画が完了したわけではない。国立公園法は、国立公園計画の策定を目的としたが、その観点からすればこの時期に国立公園が完全に姿を現したとは言い切れない。戦前戦中期を通じてその実体化が試みられており、田村剛をはじめ造園学徒がこの作業を担った。

庭園史研究の印象が強いが、森蘊もこの1人である。『本邦国立公園に於ける原野風景地に就て：分類・利用・保護・施設』（1937）は“原野”という風景地タイプの国立公園としての利用・保護の方法を考究したものである。この原野とは牧野などを含むものであり、国立公園法制定時に田村剛が主張していた原生自然的な空間のみではない。「区域は可及の大面積なることを要件として居たから正式の指定を見た区域内には現に産業的に利用されて居る原野と雖も…相当に編入」とされ、日本において国立公園を実現するために産業との抵触を含めて部分調整が必要となった空間でもある。とはいえ、海外事例と対比させつつ「本邦の国立公園は端麗なる火山地

形とこれを修飾する原野景観とを一つの大きな特色」として評価し、また「明朗と言った感じを与える」「草原こそは多角的に利用の途ある」とし、「殊の外慎重に攻究せらるべき」と述べつつも、国立公園の理念が引き裂かれることなく現実的に対応可能な問題であることが読み取れる。ほかに「法的根拠によつて風景計畫をなして居るものは国立公園に限られ」とあるが、国立公園法の制定により、風景計画に対する合理性や学術的裏付けが造園学に求められた様子がうかがえる。

## 3. 風景計画の理論化と緑地計画との接触

国立公園という言葉自体は国が設立した公園という意味しかなさない。ここでいう公園とは『自然公園の問題』（1937）において関口鑓太郎が“自然公園”とした「山岳・森林・原野・湖池・河川等を主體とするところの公園であつて、その目的は人間の保健・休養・教化のため享用せしめると同時に自然の保護」を意味するというおおよその共通理解があったものの、例えば本多静六が「天然公園」「森林公園」などを各地で唱えるなど、公園のタイプを示す名称は乱立しており、用語の整理を含めて風景計画の理論化が必要な状況にあった。永見健一は『天然公園類型概念の統制と土地計画に於ける其特性に關する私見』（1936）においてそれを試みている。

永見は「天然公園及其近縁に關する筆者の定義」として、「天然公園」のほかに「風景計畫」を取り上げている。ここにおいて風景計画とは、「風景地休養計畫」の同義略語とされ「風景地の鑑賞及休養價値を認識して、之を大衆の文化生活の内容としての其等の用に供し得る様にする目的を以て、保存又は改更する組織的・統制的計畫一般」とされる。従前も風景地の操作は行われてきたが、それらは点的であり、対して“風景計画”は総体として取扱うという点でその差異が強調されている。他方、この説明においては“計画”の重要性という点に重きが置かれ、“風景”は特定の空間領域（自然的空間）を示すもののみとして使われている。風景という言葉の持つ広がりとは裏腹に、「風景計画」はレクリエーション地計画と

も読み替え可能な狭義の概念として定義されている。天然公園については「亦一つの風景計畫地に外ならず」とし、その差異を「国家行政權力」の程度に求めている。天然公園は「常に必ず大衆の鑑賞・休養の利用の場たる事を主目的」とし原則公有とするが、一般風景計畫地においては、時に経済目的も並立する場合や私有地が含まれる場合があるとする。しかし、この両者の区分は成功しているとは言い難い。というのも、天然公園の代表である国立公園は私有地を含む一般に“地域制”とされる方式によって区域を指定している。永見も産業が風景を棄損しない場合や、統制計畫上必要な場合には例外的ではあるが認めるとしており、結局は程度の問題に帰結するのである。このため、何を許容し、何を拒絶するか天然公園の哲学が問われることとなるのであるが、永見はこの点には立ち入っていない。この他に「都市公園、縣立公園、国立公園」の存在に対して「用字形式上の不整頓」があることを指摘する。この背景には、そもそも全国の公園の管轄を志向していた内務省衛生局の意向や、国立公園に倣う千葉県などの県立公園の設立に加えて、広域緑地計畫の策定による自然レクリエーション地への注目があろう。先の関口の論稿においても全国的な自然公園計畫とその理論の必要性が説かれている。実際、東京府技手高山始に報告された『奥多摩に於ける緑地計畫施設』（1936）は東京緑地計畫の一環としての景園地計畫である。府県や市町村レベルにおいても自然公園が現実の関心となっており、同時にこれらは国立公園行政と公園緑地行政の交差点であった。

#### 4. 国立公園の展開と転換

近代日本において欧米で先行する制度や空間をいかに導入するか、日本の国情をふまえつつ、どの事例をモデルとして選択するかという課題は分野を問わない。国立公園のイデオログであった田村剛は、どういった空間を国立公園とするかについてはアメリカを参考にしたが、国立公園の選定を学術的に統制しきれなかった田村にとって<sup>3)</sup>、依然として海外の国立公園事情は気になったところであろう。『英国に於ける国立公園思想』（1938）では、英国において国立公園の実現の動きがあることを報告しており、「独自の見解のもとに、特色ある国立公園思想を固めつつあるのは注意に値する」と述べている。

この時代は森蘊の論稿で報告されるような国立公園計畫の進捗など国立公園の思想が広がっていくように見えるが、実際のところ、どの国立公園計畫の完成も戦後まで待たねばならず、一部計畫決定のみに留まった。これらは“時局の悪化”による財源と人手の不足に起因しており、国立公園は法の制定から順調に進んだとは言えない。特に、1940年の東京五輪の中止決定は方向性の転換を決定付けた。『国立公園の再検討』（1939）は新たな方向性を理論化した1942年の『国土計畫と休養地』の露払い的論稿であり、アメリカの国立公園行政の変化を報告しつつ、日本の国立公園の現状と方針の転換の正

当化を試みたものである。田村は各国の国情により様々なタイプの国立公園が設立されているとして国立公園の相対化を行っており、原生的自然風景地の保護と利用を試みるアメリカ型を普遍的なモデルとしていた法制定当時の田村の考えからの転換が読み取れる。さらに、1930年代に入りアメリカの国立公園政策が転換し、「第一流の風景地でなくとも、又纏つた大面積の区域でなくとも、道路公園とか、島嶼とか海岸とか或は國民的な史跡等」が指定されていると述べ、翻って日本の国立公園を一瞥し、人文的風景が多いことに触れ、特に吉野熊野は河川、海岸中心で公園道路のようであると述べている。その上で、海岸島嶼や史跡保健地を含む新たな選定標準による新規選定など、時局に合致した「国立公園再検討の必要性は益々痛切なる問題となる」として結ばれる。

これらの背景には国土計畫への対応があろう。1940年に内閣直属の企画院の主導で「国土計畫設定要綱」が閣議決定されるなど戦時体制の遂行を大命題に限られた資源の合理的利用が目指される中で、特に水力発電や鉱物採掘等と空間的に接触する国立公園の確保や利用者が不在という状況を克服し、国立公園のプレゼンスを強化するための理論的根拠の構築が必要であった。こうして田村は国立公園の概念を変更し、総力戦体制下における休養地・健民地として装いを変えさせ、国民へ均一的な利用機会を提供すべく人口と利用距離から算出し、国立公園の国土への均等な配分を企図する。実際に国土計畫への組込や、資源の投資はなかったが国立公園においてもその思想は底流しており、それが戦後の国立公園の助走路になった点も指摘出来る。

#### 5. おわりに

国立公園にとって戦前戦中期は、海外から輸入した未だ見ぬ概念である国立公園を日本で実現する上において部分調整をしながら日本の国立公園の哲学や、それを支えるまだ生煮えであった風景地計畫の技術体系を確立していくというのが理想的な流れであったであろう。しかし、時局はそれを許さず総力戦体制を意識する中で、国立公園の思想・計畫の方向性を転換せざるを得なかった。田村はアメリカを参考に転換の妥当性の獲得を試みてはいるが、この転換は衝撃であった。というのも法の目的である国立公園計畫の策定を国立公園の実体化の目安とするならば、国立公園は1つも完成しないうちに転換せざるを得なかったのである。戦前戦中期は国立公園の思想・計畫を実践する時期でもあったが、右肩上がりの線を描くことはできず、混沌とした時代であったことがうかがえる。

#### 参考文献

- 1) 番匠克二 (2014) : 特集「国立公園の過去、現在、そして未来～国立公園指定 80 周年を迎えて～」にあたって : ランドスケープ研究 78(3), 203
- 2) 水内佑輔・古谷勝則 (2017) : 国立公園法成立をめぐる政治過程とその背景 : 日本建築学会計画系論文集 82(733), 635-645 ただし、実際的な観光行政と国立公園行政の連携は乏しい。
- 3) 水内佑輔・古谷勝則 (2016) : 1930 年代の国立公園の選定の経緯と田村剛の評価の枠組み : ランドスケープ研究 (オンライン論文集) 9(0), 103-114